

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成28年11月10日答申分

○答申の概要

| | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 4件 |
| 厚生年金保険関係 | 4件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの | 5件 |
| 国民年金関係 | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 3件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600217号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600064号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(後に、B社に事業承継、現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和45年4月1日、喪失年月日を昭和46年5月1日に訂正し、昭和45年4月の標準報酬月額を2万2,000円、同年5月から昭和46年4月までの標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

請求期間①については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、請求者のB社(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和46年6月20日から同年5月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

請求期間②については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和45年4月1日から昭和46年5月1日まで
② 昭和46年5月1日から同年6月20日まで

私は、請求期間①及び②においてA社からB社に継続して勤務していたが、国の記録では各請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当時の給料計算書を所持しており、厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①については厚生年金保険の被保険者期間として記録し、請求期間②については資格

取得年月日を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者が所持するA社の給料計算書等から、請求者は請求期間①において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の給料計算書により、請求者は、請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、前述の給料計算書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和45年4月は2万2,000円、同年5月から昭和46年4月までの期間は3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求期間①において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和46年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者は280人であることが確認できるところ、当該280人のうち代表取締役及び取締役2人を含む277人が、B社が新たに適用事業所となった昭和46年5月1日において継続して被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の277人のうち、請求者を記憶しているとする同僚は、「請求者は、請求期間②において私と同様にA社からB社に間を空けることなく継続して勤務していた。」旨陳述していることに加え、請求者に係る雇用保険の加入記録から、請求者は請求期間②においてB社に継続して勤務していたと推認できる。

さらに、前述のB社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和46年5月1

日であるところ、請求者が所持する給料計算書のうち、請求期間②を含む昭和 46 年 5 月から同年 7 月までに係る当該計算書には「A 社」と印字されているが、前述のとおり、A 社から B 社において継続して厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚の 1 人は、請求者と同様の「A 社」と印字された当該期間に係る給料計算書を所持している上、「会社名が A 社から B 社に変わっても、A 社と印字された給料計算書が数か月間使用されていた。」旨回答していることから、請求者が所持する昭和 46 年 5 月 25 日支払の給料計算書は、B 社において支払われた給与に係る計算書と推認できる。

加えて、請求者が所持する前述の昭和 46 年 5 月 25 日支払の給料計算書により、請求者は、請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間②の標準報酬月額については、前述の給料計算書により確認できる厚生年金保険料控除額から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600229号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600065号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月11日

私の厚生年金保険の記録にはA社から支払われた請求期間に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、A社の給与関係事務を行っていたB社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書(賞与)並びに請求者から提出された給与明細書(賞与)により、請求者は、請求期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、
行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600231号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600066号

第1 結論

請求者のA社における請求期間の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月11日

私の厚生年金保険の記録にはA社から支払われた請求期間に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、A社の給与関係事務を行っていたB社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書(賞与)並びに請求者から提出された給与明細書(賞与)により、請求者は、請求期間において、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、
行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600233号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600067号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における平成17年12月16日の標準賞与額を5万円に訂正することが必要である。

請求期間②について、請求者のA社における平成18年8月11日の標準賞与額を15万円に訂正することが必要である。

請求期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る請求期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月16日
② 平成18年8月11日

私の厚生年金保険の記録にはA社から支払われた請求期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②当時、A社の給与関係事務を行っていたB社から提出された請求者に係る賃金台帳及び給与明細書(賞与)並びに請求者から提出された給与明細書(賞与)により、請求者は、請求期間①において5万円、請求期間②において15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保

険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600224号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600021号

第1 結論

昭和49年12月から昭和53年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年12月から昭和53年3月まで

私は、昭和49年11月に結婚のために退職した後、夫の勤務先があるA市に転居し、同年12月頃にA市役所において国民年金の任意加入の手続を行った。請求期間の国民年金保険料を銀行の窓口で納付していたが、当該期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、その夫が共済組合員であったことから、国民年金の任意加入対象者であり、国民年金の加入手続を行った日が国民年金被保険者資格の取得年月日となる所、国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は昭和53年5月7日にA市において払い出されていることが確認でき、請求者が任意加入の手続を行ったとする時期と相違している。

また、請求者から提出された年金手帳によると「初めて被保険者となった日」欄に「昭和53年4月24日 A市」の記載が確認できる所、請求者に係るオンライン記録及び国民年金被保険者台帳の国民年金被保険者資格の取得年月日と一致している。

これらのことから、請求者は昭和53年4月24日に国民年金の任意加入手続を行ったものと推認され、同日より前の期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、請求期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、請求者は、請求期間の保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張どおり、昭和49年12月頃にA市において国民年金に加

入していたとすれば、他の市町村に転出することなく継続して同市に居住していたとする請求者に対して昭和 53 年 5 月 7 日に同市が改めて国民年金手帳記号番号を払い出す理由は見当たらない上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録を確認しても、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

なお、請求者は、昭和 61 年 4 月頃に、夫の勤務先に対してそれまで所有していた緑色の年金手帳を提出したとしているが、請求者が国民年金の加入手続を行ったとする昭和 49 年 12 月頃は、オレンジ色の年金手帳が交付されていた時期であり、請求者の主張と符合しない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600226号

厚生局事案番号 : 東北(国)第1600022号

第1 結論

昭和59年4月から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和28年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年4月から昭和60年3月まで

請求期間当時、義父が私の国民年金保険料を納付していたが、請求期間の保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、その義父が請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたと主張しているが、請求者の義父は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

また、請求者に係るA市の国民年金被保険者記録票(電子データ)によると、請求期間に係る国民年金保険料は未納とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、請求者は、請求期間当時、その夫の国民年金保険料についても義父が納付していたと述べているが、請求者の夫に係るA市の国民年金被保険者記録票、国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)及びオンライン記録によると、請求者の夫の請求期間に係る保険料は、請求者と同様に未納とされていることが確認できる。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号検索システムを確認したが、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、請求者の義父が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600228号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600068号

第1 結論

請求期間①、②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年12月29日
② 平成25年8月12日
③ 平成25年12月28日

請求期間①、②及び③について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では、それぞれ保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされている。

賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、各請求期間を保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、A社が保管する請求者に係る「賃金データ」等によると、請求期間①において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②及び③について、A社が保管する請求者に係る「平成25年分給与所得の源泉徴収票」及び請求者から提出された「平成25年分の所得税の確定申告書」によると、当該資料で確認できる同社分の収入金額は、オンライン記録で確認できる請求者の同社に係る標準報酬月額12か月分と一致している上、当該資料で確認できる社会保険料の控除額は、改定前の誤った保険料率により当該標準報酬月額から算出される厚生年金保険料及び正しい保険料率で算出される健康保険料の合計額と一致していることが認められる。

これらのことから、請求者が主張する請求期間②及び③に係る賞与支払金額及

び厚生年金保険料は、前述の資料で確認できる収入金額及び社会保険料の控除額には含まれていないことがうかがえる。

また、A社の事業主は、請求期間②及び③に係る賃金台帳等の資料は保管していないとしており、当該期間において同社から賞与が支払われ、当該賞与から事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（請求者）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されているところ、A社の商業登記簿謄本によると、請求者は同社の代表取締役であることが確認できる上、自ら社会保険事務を担当していたとしている。

これらのことから、請求者は、上記のとおり厚生年金特例法第1条1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、請求期間①、②及び③については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600232号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600069号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和58年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

私の厚生年金保険の記録にはA社から支払われた請求期間に係る賞与の記録が無いので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、A社の給与関係事務を行っていたB社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳によると、請求者に対して当該期間に係る賞与は支払われていないことが確認できる。

また、B社は、「請求者に対して請求期間に係る賞与はA社から支払われていない。」旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第1600234号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1600070号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和31年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年7月16日から同年10月5日まで

私は、雇用保険の資格取得日である平成4年7月16日からA社に勤務したが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年10月5日となっているので、同年7月16日を被保険者資格取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録によると、請求者は、請求期間においてA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社から提出された請求者に係る「社員社会保険メンテナンス画面」によれば、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得年月日は平成4年10月5日であることが確認できる。

また、B社は、「請求者は中途採用者で請求期間は試用期間だったと思われる。この時期に入社した中途採用者は入社してすぐに厚生年金保険に加入させていない者が多かった。」旨回答している。

さらに、オンライン記録により、平成4年4月1日から平成5年3月31日までの間にA社において厚生年金保険被保険者の資格を取得した女性は請求者を含み19人確認できるところ、このうち請求者を含む7人は、雇用保険の被保険者資格を取得後、数日から約3か月経過した後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから、A社では、入社してすぐに全社員を厚生年金保険に加入させ

ていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、B社は、「請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を請求者の給与から控除していない。」旨回答している上、請求者も、請求期間当時給与から厚生年金保険料が控除されていないことを知っていた旨陳述している。

また、請求期間当時、A社が加入していたC厚生年金基金から提出された請求者に係る「加入員台帳基本項目照会画面」によれば、請求者の同基金における加入員資格の取得年月日は平成4年10月5日とされており、オンライン記録で確認できる請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日と一致する。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。